

# 第31回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：令和4年9月7日(水) 午前10時00分～午前12時00分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

## 3 出席者

### (1) 委員

本澤陽一委員、下井康史委員、石河勲委員、井原真吾委員、栗原春江委員、  
小林裕三委員、須藤博文委員、中村直人委員、渡辺静子委員

### (2) 事務局

久我総務部長、渡邊市政情報室長、北島主査、山崎主任主事

### (3) 実施機関

(医療政策課) 中嶋担当課長、岸本担当課長、西嶋主査、大西主査、  
山口主査、岡主任主事

(業務改革推進課) 藤埜主査、遠藤主査

(情報システム課) 高橋主査、浅野主任主事、横山主事

## 4 議 事

### (1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】  
(予防接種に関する事務) ※一部非公開

### (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（個人情報の保護に関する法律の改正  
に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直し）】※一部非公開

## 5 議事の概要

### (1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】  
(予防接種に関する事務)

事務局及び実施機関からの説明の後、特定個人情報保護評価部会長から特定個人情報保護評価部会による調査審議の結果の報告を受け、答申については事務局案のとおり確定とした。

(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問  
【個人情報の保護に関する重要事項について（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直し）】

個人情報保護法施行条例検討部会長から個人情報保護法施行条例検討部会による審議結果の報告を受け、質疑応答し、答申案については誤字脱字等の修正をした上で、最終的な決定を会長に一任することとして承認した。

## 6 会議経過

(渡邊市政情報室長) 定刻となりました。本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

市政情報室長の渡邊でございます。

会議に先立ちまして、総務部長の久我よりご挨拶申し上げます。

(久我総務部長) おはようございます。総務部長の久我でございます。

本日は、大変ご多忙の中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の会議ですが、「個人情報の保護に関する重要事項」について、2件のご審議をいただきます。

1件目は、予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について、2件目が、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、千葉市における個人情報保護制度の見直しについて、でございます。

いずれも前回7月の審議会において部会を設置いたしまして、これまで部会においてご審議いただいたものでございます。部会委員の皆様方におかれましては、これまで丁寧かつ詳細にご検討をいただきましたことを心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日はそれぞれの案件につきまして、部会からのご報告を踏まえまして、審議会としてご確認、ご審議をいただくことになります。委員の皆様方におかれましては、それぞれの

お立場から、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願いいたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(渡邊市政情報室長) それでは、本澤会長、よろしくお願ひいたします。

(本澤会長) おはようございます。

それでは、ただいまから、第31回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、私を含め9名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

本日の会議は、事前に委員の皆様にご案内しておりますとおり、一部公開の会議として開催しております。

傍聴される方は、お渡ししている傍聴要領に従いまして、傍聴をお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従って進めてまいります。

◆議事（1）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】  
(予防接種に関する事務)※一部非公開

(本澤会長) まず、「2 議事」の「（1）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】（予防接種に関する事務）」を議題といたします。

事務局及び実施機関から説明をお願いいたします。

(北島主査) それでは、初めに、諮問の趣旨と特定個人情報保護評価の流れをご説明させていただきます。

お手元の資料1-1、諮問書の写しになりますが、こちらをご覧ください。

今回の諮問は番号法に基づく特定個人情報保護評価について、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定による、個人情報の保護に関する重要事項に該当するものとして昨年8月の審議会で諮問をしたものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種を含む、市における予防接種事務に関する特定個人情報保護評価となります。

特定個人情報保護評価の概要につきましては、前回の審議会で触れましたので省略させていただきますが、個人番号を利活用する際の安全対策の1つとして漏えい等のリスク分析を行い、リスク軽減のための措置を講ずることで、漏えい等を未然に防ぎ、住民の信頼の確保を図ることを目的としておりまして、皆様には個人番号を利用するに当たっての安全対策等を記載した特定個人情報保護評価書の点検を行っていただくこととなります。

点検の流れですが、法令上は、評価書について「住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後に公表」となっております。この第三者点検が、本審議会における調査審議となっておりますが、本市におきましては、住民等の意見聴取と意見聴取後の第三者点検のほかに、意見聴取の前に、評価書の案の事前点検を実施することとしております。

事前点検と第三者点検につきましては、当審議会に設置しております「特定個人情報保護評価部会」において、評価書の詳細な点検を行っていただきました。

続いて、本件の評価の全体の流れをご説明いたします。

資料1－2 「特定個人情報保護評価実施事務フロー」をご覧ください。

一番左の列の上から2つ目、「評価書作成・事前点検」の一番右側に「審議会」と記載されている部分が、昨年の8月に行われました審議会となります。こちらで本件について質問をさせていただきました。

その下、評価部会とありますが、今年の2月に特定個人情報保護評価部会を開催いたしました。この部会で、住民からの意見聴取に先立ち、事前点検を行いまして、評価書案の内容を確認していただき、評価書案の見直しを行いました。

続いて、一番左の列の下から3番目、「市民等意見聴取」と書かれた項目の右側に黒塗り白字で、「全項目評価書案市民等の意見聴取」とございます。

1回目の意見聴取として、2月の部会でのご意見を踏まえた評価書案の意見聴取を3月に行いました。その後、新型コロナウイルス感染症の予防接種事務において、予防接種証明書のコンビニ交付等を行うこととなったことから、評価書案を修正する必要が生じました。本来であれば、市民意見聴取前の事前点検を実施するところですが、国の評価書記載例どおりの修正であること、また、接種証明書のコンビニ交付の仕組みが、既存の住民票等のコンビニ交付の仕組みを活用するものであることから、市民意見聴取前の事前点検を省略させていただいております。当該修正を反映させた2回目の意見聴取として、7月1日から8月10日まで評価書案の意見聴取を行いました。

続いて、一番左の列の下から2番目、「第三者点検」、右端に黒塗り白字で「評価部会

「8月18日」とあります。こちらで再度評価書の内容の確認をしていただきまして、その下の「審議会」とあるのが本日でございます。

部会でのご確認をいただいた後の最終的な全項目評価書案につきましては、資料1-7にございます。

本日の審議会では最終的な内容確認を行っていただき、その後、国の個人情報保護委員会に評価書作成の報告をし、評価書を公表することで、特定個人情報保護評価の実施が完結することとなります。

特定個人情報保護評価の手続の流れにつきましては以上でございます。

続きまして、担当課から事務や評価書の概要等につきまして、ご説明いたします。

(岸本医療政策課担当課長) 医療政策課担当課長の岸本と申します。

資料1-3をご覧ください。予防接種事務に関する事務の「特定個人情報保護評価の再実施について」の資料でございます。

この資料につきましては、私から大きな項目の1と2についてご説明させていただきまして、3以降については、説明者を交代してご説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、「1 予防接種に関する事務について」の「(1) 予防接種の目的」ですけれども、予防接種とは、病気に対する免疫を付けるとともに、免疫を強くするためにワクチンを接種することをいいます。ワクチンを接種した人が病気にかかるなどを予防するとともに、社会に病気がまん延することを防ぐことを目的としております。

「(2) 予防接種に関する事務」につきましては、予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施しております。市民の接種歴につきましては、市町村において台帳管理することとなっており、本市では予防接種台帳システムにて管理を行っているところです。

「(3) の特定個人情報について」につきましては、この予防接種事務を行うに当たりまして、接種対象者の把握、接種履歴の管理、転出入者の接種記録の他の自治体に対する照会あるいは他の自治体に対する提供のために、特定個人情報を取り扱っているところでございます。

「(4) 評価の再実施」につきましては、重点項目評価を実施済みではございますが、今回、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」が追加されることから評価の再実施を行うところであります。

続きまして、「2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種について」をご説明いたします。

「（1）事務の概要」につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、新型インフルエンザ等が発生した場合に、住民に対するワクチン接種を実施するものでございます。

新型インフルエンザ等につきましては、皆様ご承知かと思いますが、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザで、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの等の感染症をいうものでございます。

こちらのワクチン接種につきましては、全市民97万8,000人を対象人数として想定しているところでございます。

「（2）情報提供ネットワークシステムとの接続について」につきましては、令和3年6月のデータ標準レイアウト改版の際に、特定個人情報88番にこの事務が追加されましたことから、情報連携が可能となったものでございます。特定個人情報保護評価の公表を行った後に、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を開始する予定となっております。なお、昨年度中に情報連携に係るシステム改修は行ったところです。

「（3）評価の再実施について」につきましては、既存の予防接種に関する事務はおおむね対象人数を約18万人としておりましたので、重点項目評価ということで実施しましたが、今回の新型インフルエンザの予防接種につきましては、対象が本市全住民で、2回接種を想定としているところであります。しきい値判断の結果が変わることから、全項目評価を実施することとしているところでございます。

3につきましては、説明者を代えさせていただきます。

（中嶋医療政策課担当課長） おはようございます。医療政策課新型コロナウイルスのワクチン接種推進室担当課長の中嶋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、「3 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について」をご説明申し上げます。

お手元の資料1－3の2ページ目をご覧ください。

初めに、「（1）事務の概要」でございますが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るために、希望する市民に対しまして、ワクチン接種を実施するもので、対象人数

は接種日時点で5歳以上の千葉市市民約94万人が対象となっております。

千葉市における接種体制でございますが、本年8月末時点で、個別接種協力医療機関約300か所、また市内公共施設等で行う集団接種会場を6か所設置してございます。

8月末時点での接種状況は、資料に記載のとおりでございます。

次に、「（2）情報提供ネットワークシステムとの接続について」をご説明申し上げます。

令和4年6月のデータ標準レイアウト改版の際に、特定個人情報番号84番に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が追加されましたことから、情報連携が可能となりました。特定個人情報保護評価の公表後に副本登録を行いまして、情報提供ネットワークシステムによる情報連携が開始される予定となってございます。

次に、「（3）ワクチン接種記録システム（VRS）について」をご説明申し上げます。

従来の仕組みでございます「予防接種台帳システム」では、接種情報をデータ化するまでにおよそ2～3ヶ月を要するところでございますが、全国共通のシステムでございます「VRS」では、各市区町村や医療機関などの接種会場におきまして、接種情報をその場で登録することができ、登録後すぐに情報を参照することが可能となってございます。これによりまして、転出入時等の接種データの参照や、住民の求めに応じた接種証明書の発行などを円滑に行うことができるようになりました。

VRSによる接種情報の流れは、「イメージ図」をご覧ください。

イメージ図の左側、千葉市と書かれた四角の中、千葉市の既存システムでございます保健医療・衛生情報システムの中にございます予防接種台帳システムから予防接種対象者ファイルを抽出いたしまして、VRSに取り込んでございます。イメージ図の右側、医療機関等からも接種情報がVRSに送られ、各市区町村に接種情報が提供されます。また、アプリやコンビニエンスストアにおけるキオスク端末等による接種証明書の交付を行っています。

最後に、VRSに登録されるデータでございますが、個人番号や宛名番号、自治体コードなどの接種者に関する情報や自治体コード、接種券番号、接種状況などの接種記録情報で構成されております。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の概要については以上となります。

この後、担当から評価再実施の詳細についてご説明申し上げます。

（大西医療政策課主査） 医療政策課の大西と申します。よろしくお願ひいたします。

「4 評価再実施の概要」の「(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務の追加」につきまして、評価書の主な変更点は、個人番号を使う既存の予防接種対象者ファイルに新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報を追加し、特定個人情報の提供を行うことになります。

また、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行います。情報提供に必要な情報を中間サーバーへ登録し、住民基本台帳をもとに予防接種対象者の選定すること、予防接種実施結果の登録すること、照会申請による予防接種履歴の照会をすること、交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票発行等をすること、予防接種により健康被害が生じた場合の給付金等の支給をすることといった事務において、特定個人情報を利用します。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種推進室より説明いたします。

(西嶋医療政策課主査) 医療政策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室の西嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

評価再実施の概要のうち、「(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加」についてご説明いたします。

評価書の主な変更点としまして、新型コロナウイルスワクチンの接種記録の管理などをを行うために、資料に記載の6項目につきまして新たに追加しました。

まず1つ目が、新型コロナウイルスワクチンの接種記録を特定個人情報ファイルとして取り扱うこと。2つ目が、既存のシステムである保健医療・衛生情報システムからVRSへ特定個人情報を登録すること。3つ目が、登録された接種記録を管理すること及び他市區町村へ接種記録の照会、または提供をすること。なお、一括照会機能の追加によりまして、複数の対象者の接種記録を一括して照会することが可能となりました。4つ目が、接種証明書を書面にて交付すること。5つ目が、アプリ上で接種証明書の電子申請を受け付けること、及び電子交付すること。6つ目が、コンビニのキオスク端末で接種証明書を交付すること。

以上、6項目が新たな追加点になります。

最後に、緊急時の事後評価についてご報告します。

VRSにつきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るために、システム構築後速やかに活用されることが求められることから、緊急時の事後評価が認められて

おりまして、令和3年4月12日からVRSの使用を開始しています。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

(北島主査) 続きまして、市民意見聴取の結果についてご報告させていただきます。資料の1-5をご覧ください。

市民意見聴取につきましては、市政だより及び市のホームページで周知した上で、今年の3月と7月にそれぞれ1か月間、3に記載の募集方法により行いました。

その結果ですが、意見の提出はございませんでした。

市民意見聴取の結果については以上でございます。

(本澤会長) ありがとうございます。

続きまして、特定個人情報保護評価部会の井原部会長から部会での調査審議の結果について報告をお願いいたします。

(井原委員) 井原でございます。よろしくお願ひします。

私からは、部会での審議結果についてご報告をさせていただきたいと思います。お手元の資料1-6をご覧ください。

4の審議経過にありますように、本年2月10日と8月18日の2回にわたり部会を開催し、「予防接種に関する事務」の全項目評価書の内容について確認し、審議をいたしました。

審議の結果、市民の方に分かりやすい記載にするために、用語の統一や図表の示し方の見直しですか、そういう分かりづらい表現の修正等を求める意見はありましたが、リスク対策の不備などについて評価書の修正を伴う意見は、特段ございませんでした。

そのような経過から、部会の意見としましては、「3 部会の意見」にありますように、「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階では妥当なものと評価できる。」という部会の意見とし、部会としては「評価は妥当」という判断を行っております。

「2 調査審議の内容」の「(2) 部会での意見と意見に対する主な対応状況」については、事務局からご説明をさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

(北島主査) それでは、資料1-6の2枚目と3枚目にあります、「部会での意見と意見に対する主な対応状況」についてご説明させていただきます。

A4横の資料でございますけれども、2月の1回目の部会でのご意見についてが2枚目、8月の2回目の部会でのご意見が3枚目となってございます。

表の見方としましては、一番左の「評価書の部分」の欄に評価書の記載項目を記載しております。次に、その項目が評価書の何ページに記載されているかを示してございます。そして、その右の「意見」の欄に、その項目の評価書の記載についての部会の委員からの意見等を、「意見に対する回答」の欄で、これに対する回答を記載しております、意見等を踏まえて評価書の記載を修正した項目について、「修正前の記載」と「修正した記載」といった形でまとめてございます。

それでは、第14回の部会における意見と対応状況でございますが、こちら大きく分けて2点ございまして、1点目について、表の上半分ですが、ファイル名につきまして、同じファイル名を指すにも関わらず、異なった記載となっていたため、記載を統一したものでございます。

2点目ですけども、下半分ですけれども、記載の内容について、詳細に記載するとともに、表現を統一したものでございます。

続いて、おめくりいただきまして、資料3枚目の第15回部会における意見と対応状況についてでございます。

大きく分けて4点ございまして、1点目、「意見」欄の一番上ですけれども、こちらは、より正確な表現になるよう見直しをいたしました。

2点目、「意見」欄の上から2番目ですが、資料1-7「全項目評価書」の7ページをご覧ください。

7ページに図が載っておりますけども、こちら左上辺りに「①住基連動」という実線がございます。この図におきまして、実線は特定個人情報の流れを表します。一方で点線は特定個人情報以外の情報の流れを表しておりますが、当初の評価書案では、①を点線で記載しておりました。実際には、特定個人情報の流れでございますので、点線から実線に修正をしたものでございます。

続いて、3点目です。表の上から3番目ですが、表現方法をより分かりやすく改めたものになります。

最後に、表の一番下ですけれども、資料1-7「全項目評価書」の24ページをご覧ください。

左側の真ん中辺りに、「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」

とあります。この欄は、再委託を行っている場合に、特定個人情報の適切な取扱いの具体的方法を、その下にございます「具体的方法」欄に記載するものになります。

本件につきましては、再委託を行っておらず、「具体的方法」欄に何も記載する必要はありませんでしたが、当初の評価書案では、修正前の記載のとおり、記載されていたため、記載を削除したというものになります。

部会からの報告書における「部会での意見と意見に対する対応状況」については以上でございます。

(本澤会長) ありがとうございます。

だいま部会からの報告がありましたけれども、これからこの内容について意見交換を行いたいと思います。なお、意見交換につきましては、千葉市情報公開条例第7条第6号に該当する情報を取り扱うことから、会議は非公開といたします。

申し訳ありませんが、傍聴人の方はご退出をお願いします。

(傍聴人 退室)

(本澤会長) 部会での報告、修正点等について、ご意見、ご質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

(本澤会長) 特にないようですので、審議会からの答申の検討に移りたいと思います。ここからはまた公開といたします。

(傍聴人 入室)

(本澤会長) 事務局から答申案についてご説明をいただけますか。

(答申案の配布)

(北島主査) それでは、ただいまお配りしました答申案を読み上げさせていただきます。

「2 諮問に対する意見」でございます。

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階では妥当なものと評価できる。

先ほど、井原部会長からご報告がありました、部会からの報告書、「3 部会の意見」を踏襲する形としております。

以上でございます。

(本澤会長) 答申案につきましてご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

(本澤会長) ただいまの答申案の方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) そうしましたら、本日付で答申書を提出することといたします。

◆議事（2） 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直し）】※一部非公開

(本澤会長) 議事（2）の「千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直し）】」を議題といたします。

前回の審議会で諮問い合わせた内容につきまして、条例検討部会での調査審議の結果について、下井部会長から報告をお願いいたします。

(下井副会長) それでは、私から報告させていただきます。

まず、前回審議会からの流れの確認をさせていただきます。

これまで、各地方公共団体の個人情報保護というのは、各自治体が条例でそれぞれ独自の内容で定めていたわけですが、昨年の個人情報保護法の大改正によって、自治体にも個人情報保護法が適用されることとされました。

ただ、各自治体においては、個人情報保護法の施行条例という形で条例を定めなければなりません。

昨年、制定された改正個人情報保護法の自治体に関する部分については、施行は来年の4月1日でございますので、その時点で施行条例ができていなければなりません。

そうすると、早々にこの審議会で答申を出さなければいけないということになります。

そこで、前回の審議会におきまして、事務局より案が出てきたわけでございます。それにつきましては、法技術的な話が幾つかありましたので、法律の専門家である3名で部会を設置して、そこで細かい点まで審議して、審議会に部会の案をご報告するという、そのような流れでございました。

以上が確認でございます。

今回は、この部会の検討結果をご報告させていただきたいと思います。

それでは、資料2-2をご覧ください。

個人情報保護法施行条例検討部会における審議結果についてですが、個人情報保護制度の見直しに係る1の(1)から(4)に掲げる審議事項について、一番下の4の審議経過にありますように、8月に2回、検討部会を開催いたしました。そこで、意見交換、協議をした結果、前回、この審議会に提出された案について、この検討部会で幾つか修正をご提案したいというのが、ここからのご報告の内容となります。

変更した内容については3点ございます。後ほど、検討部会の意見を踏まえた案を事務局から読み上げていただくことになります。

資料2-2の別紙1の1ページをご覧ください。

まず、1点目が、開示請求に係る手数料について、でございます。

「意見」欄の一番上に、法第89条第2項の条文の抜粋を掲げております。「開示請求をするものは、…実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と、このような定めが法律第89条第2項にありますので、千葉市の場合は、千葉市の人情報保護法施行条例の中でこの手数料の額を決めるということになります。

この手数料について、法律上はどのようなものを想定しているかというと、開示請求する段階で納める手数料ということになります。

ですから、開示するか、不開示にするかという決定以前の段階で、納める手数料ということになります。言い方を変えれば、その手数料を納めないと申請を受け付けない、受け付けても中身はチェックしないというようなことに事実上はなるわけです。

この「実費の範囲内において」における実費の意味なのですが、実際、開示請求がありますと、ある程度の経費がかかります。開示請求をするときの書類の紙代や印刷代とか、非常にささいな話ではありますけれども。さらに、開示請求がありますと、それを関係者で共有しなければなりませんから、それをコピーする、かつ、実際に文書が出てきて、それについて開示するか不開示にするか、開示するとしても一部不開示にするか、それはどういう方法ですのかなど、いろいろなことを検討しなければなりません。その際には、関係資料についても印刷するということもあるかもしれません。

最終的には、実際に開示するとして、開示の方法としては、閲覧とコピーの交付の2つの種類があるわけですけれども、仮にそのコピーの交付をする場合についてであれば、そ

れのコピー代、紙代。もっと細かく言えば、それに係る電気代ということになるわけです。これを全て市の公費で負担するわけです。

ただ、個人情報の本人開示請求の場合は、いわゆる情報公開請求とは違って、自分の情報を確認するという類いのものですから、自分の情報を確認する、見るために何故お金がかかるのだという考え方もあり得るわけです。

いろいろな考え方があって、どれが正解というわけではないとは思いますが、国では、この開示請求手数料を一律300円としています。コピー代を含めて300円です。これは実際にコピーを交付する際に、何枚であるのかとは無関係です。場合によっては全て不開示になることもあります、その場合はコピー代はかかりません。大量の枚数になることもあるかもしれません、それは様々です。開示・不開示の結論に至るまでの会議などの長さも様々です。ですから、これは細かいことを言い出したら切りがありません。そのような考え方から、国は一律300円と決めているのだと思われます。

「実費の範囲内において納めなければならない」とはしておりますが、これを一律で一定の額とする場合、それはゼロであってもおかしくはないだろうと思います。市民に対する負担を下げるわけですけれども、公費を使うわけですから、いろいろな考え方はもちろんあるわけですが、細かいことを抜きにして一律に決めるということであれば、その額は0円であっても、決してこの法律の趣旨に沿わないわけではありません。そのような考え方方が示されているわけです。

千葉市ではこれまでどうしていたかというと、国とは随分やり方が違いまして、手数料は取っておらず、申請に係る手数料は0円です。ただし、写しの交付を希望する場合は、コピー代は頂いておりました。

この基本的な考え方は、先ほど申し上げたことと重なるのですが、自分の情報、個人情報を確認するのに費用がかかる、手数料がかかるのはおかしいだろうということです。ただ、実際にコピーを取れば、そこにはお金がかかっているわけですから、それはご負担していただきましょうということで、千葉市ではこれまで開示請求すること自体については無料、ただし、複写をする場合はコピー代を頂くというやり方を取ってまいりました。

これが今度の法律ではこの真逆ということになります。国では開示請求手数料はコピー代のほうも含めて一律300円を取って、それ以外は取らないということです。郵送に係るお金はまた別なのですけれども。

前回の審議会で出された事務局案では、開示請求手数料は無料、しかし、写しの作成、

コピー代については費用を徴収する。それから、コピーを送付する場合はその送付費用です。

送付費用については、国の法律の場合、別途、定めがございますので、ここで問題になるのは開示請求手数料と写しのコピー代の2つが問題になります。

繰り返しになりますが、前回の審議会での事務局案は、開示請求手数料は無料、しかし写しの作成、コピー代は負担していただくという、これまでの千葉市のやり方を維持するという方針でございました。

しかしながら、部会の審議ではいろいろな意見が出まして、開示請求の手数料を無料とした場合、法律第89条第2項の文言を見ると、「実費の範囲内において条例で定める額」となっているわけです。手数料を0円とした場合、実費の範囲内で0円とするということになるわけですから、このような条文の下で別途、コピー代を徴収するというのは果たして法律の趣旨に沿っていると言えるのかは文言上、疑問であるという意見も出ました。

つまり、法律第89条第2項で、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を0円とした以上、コピー代も含めて0円だということを明示的に定めたということになるのではないかと。そうすると、事務局の当初の案では、場合によってはこの法律の定めに合っていないということにもなりかねないのではないかという話になりました。

国と同じように実費の範囲内においての手数料を徴収した上でコピー代は徴収しないということもあり得るのではないかという意見も出ました。いろいろと協議した結果、今回の我々の部会の意見としては、資料2-2の別紙1の1ページ、一番下です。「開示請求に係る手数料は無料」は維持して、1枚おめくりいただいて、これとは別に写しの作成・交付に係る費用等の負担を求めるることは、法第89条第2項の文言には沿わないのではないかという意見としております。

さらに、その後、「ただし」ということで、これは国の個人情報保護委員会がホームページ上で公表している新しい個人情報保護法の運用についてのQ&Aの中で、「手数料を無料とすることも妨げられない。コピー代や記録媒体の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能」と示されております。これはQ&Aでしか言われていないことです。この点は、答申の中では情報提供という形でお示ししてはどうかというのが検討部会の判断です。何故、はっきり結論を言わぬいかというと、諮問事項ではないからです。つまり、条例の改正を必要としないからです。

これはどこまで詳しく言うべきか迷うところではございますが、コピー代や郵送費用に

については、その開示請求された方とご相談が可能です。閲覧していただくか、それともコピーをお送りするか、選んでいただくということは可能ですので、その中で、その開示請求の方と交渉して、送付費用・コピー代はご負担していただくならお送りしますが、それでよいですか、よいですよということになれば、契約が成立するわけですから、その契約に基づいて必要な実費を負担していただくということになれば、これは別に個々に決めればよいわけで条例で決める必要はありません。法律論としてはそのようになります。

したがって、この件に関しては、手数料無料、コピー代は別途と条例で定めないとした以上は諮問事項ではないので、答申事項にはならないという意味で、はつきりとは言わないで、こういうこともありますよということをお示しするにとどめるという形になります。

以上が 1 点目です。

2 点目は、資料 2-2 の別紙 1 の 2 ページの真ん中、「利用目的等の公表」について、でございます。

個人情報ファイルの中に含まれている個人情報の本人の人数が 1,000 人未満の場合については、法律上、個人情報ファイル簿を作成しなくてもよいということになっております。

前回、事務局からお示していただいた事務局案では、これまで千葉市は、その人数にかかわらず「個人情報事務目録」というものを作成してきたわけです。ところが法律が変わって、個人情報の本人の人数が 1,000 人未満である個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿を作らなくてもよいということになりました。千葉市では、個人情報ファイル簿という名前ではなくて別の名前ではありますし、そのフォーマットが少し違うなのですから、これまで 1,000 人未満であっても作ってきたわけです。

事務局案としては、現行の取扱いを維持することになりましたが、1,000 人未満の事務目録については法律上、作成の義務はないにもかかわらず、作成を続け、かつ、公表も引き続き行うということは、当然、個人情報の適切な管理のためには有効ではあるのだけれども、所管課の事務負担が非常に増えてしまうのではないかということも懸念されます。

ただ、この辺りは現場の事情を我々が詳しく知っているわけではありませんし、そこを考えますと、今後の改正法の施行状況と義務化を考慮した上で、将来的な見直しも含めて引き続き検討することが望ましいと考えました。これは、必ずやらなければ法律に反する

というわけではなくて、法律が求めている負担プラスアルファをするかどうかという話でするので、ここで必ずしも断定的な結論を出す必要はないということで、引き続き検討すべきであるという内容となっております。

3点目が、別紙1の2ページの一番下、「開示請求等の手続（決定期限）」です。個人情報の本人開示請求があったときに、その開示請求があつてから、いつまでに開示・不開示の決定をするかという決定期限についてです。

まず、現在の千葉市の条例では14日以内となっております。ただ、一定の場合にはプラス46日まで延長することができますので、最長60日間ということになっています。これが、法律では原則として30日以内、例外としてプラス30日まで延長することが可能ということになっております。合わせて60日以内という意味では、現在の千葉市の条例と同じです。

ただ、例外として延ばせる30日は、アップアーリミットです。つまり、法律が例外的に延ばせるとしているのはプラス30日までで、これを条例で46日にすることはできません。

前回の事務局案では、原則的な期間を14日にするけれども、法律では例外的に延長できるのは30日で、これはアップアーリミットですから、14日プラス30日で合計44日ということでした。合わせて44日ですから、現在の、合わせて60日よりも2週間以上短くなってしまいます。

これにつきましては、部会では、結論から言うと、法律に合わせた30日プラス30日にしてはどうかという案をお示ししたいと。これは、 $30 + 30 = 60$ で合計は今と変わりません。この数字については、土日・祝日、関係ありませんので、ゴールデンウィークだろうが年末年始だろうが、さらに言えば、年度末・年度初めの部署によっては非常に多忙な時期も、この数字は冷酷に動きません。そうしますと、部署と時期によっては、この14日プラス30日が非常に厳しい場合も当然あり得るのではないかということです。

これは資料2-2の別紙1の最後に書いてありますが、事務繁忙期、あるいは同じ部署に複数開示請求が来るということも当然あります。そのような場合に、拙速に開示・不開示の判断をしてしまう、本当は慎重に判断しなければいけないところを拙速に十分な検討がされないまま決定され、その結果、開示すべきものが不開示になることや、逆も当然あるでしょうし、不開示によって第三者が不利益を被ることもあるわけですからその逆もあるでしょう。それから、不開示の理由を十分説明できずかえってトラブルになることなど、

開示請求をされた方に不利益が生じる可能性があるということも懸念されます。期限を短くすることによって、かえって開示請求をされた方に不利益が生じることも懸念されないわけではありません。そこで、最終的な60日以内というところは動かないわけですから、14日+30日ではなくて、30日+30日としてはどうかというのが部会の案でございます。

以上が部会でご提案したい変更内容3点でございます。

これを反映した答申案については、事務局から読み上げていただくということでよろしいでしょうか。

(渡邊市政情報室長) いただいたご意見を反映させた答申案について読み上げをさせていただきます。資料2-2の別紙2をお願いいたします。

「1 質問事項」については、こちらは質問書に記載の4項目でございますので、読み上げは省略させていただきます。

「2 質問に対する意見」のところからお願いいたします。

改正後の個人情報保護法において施行条例で定める必要があるとされている事項について。

開示手数料について。

部会での審議における変更点として説明がありましたとおり、開示請求に係る手数料は無料とするとの案となっております。

以下、説明でございます。

個人情報保護法第89条第2項では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、施行条例の定めにより、実費の範囲内において手数料を納めなければならないと規定している。

ここでいう「実費」には、申請に係る費用と写しの作成・交付に係る費用がともに含まれると解されるが、写しの送付に係る費用については、別途、個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項において負担を求めることができると規定されていることから、ここには含まれないと解するのが適当である。

また、法第89条第2項において、「開示請求をする者は、…実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と定めていることから、「開示請求に係る手数料」は、開示請求の段階で、申請手数料として一律の額を徴することを前提として規定されたものと解される。

一方で、法第89条第3項において、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされていることから、住民サービスの観点から「開示請求に係る手数料」を無料とすることも、必ずしも法の趣旨に反するものではない。

したがって、「開示請求に係る手数料」については、申請に係る手数料として一律の金額（国の例によれば300円）とするか、又は無料とすることが改正法の趣旨にかなうと考えるのが妥当である。

この点、本市においては、保有個人情報の本人開示請求については、請求者が自己の保有個人情報の内容を確認するためのものであり、法令等によって特別の利益の付与を求める性質のものではないといった趣旨から、平成7年6月に千葉市個人情報保護制度懇談会から「千葉市における新たな個人情報保護制度の在り方についての提言」において、申請に係る手数料は無料とすることが適当であるという意見が出されており、以降、本市では、写しの作成・交付等の実費のみを徴収しており、申請に係る費用は徴収していない。

加えて、本市においてはこれまで濫用的請求など手数料の導入を検討するような事案も発生していない。

以上のとおり、本市におけるこれまでの手数料のあり方についての考え方を踏まえると、「開示請求に係る手数料」として一律の額を徴するよりも、「開示請求に係る手数料」は無料とする方が、より親和性が高いと思料する。

したがって、「開示に係る手数料」は無料とすることが望ましい。

なお、「開示請求に係る手数料」を無料としたうえで、これとは別に写しの作成・交付に係る費用等の負担を求めるることは、法第89条第2項が「実費の範囲内において」手数料を定めることとしている趣旨に沿わないように解される。

ただし、法解釈を一元的に担う個人情報保護委員会事務局において作成された「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」において、Q5-7-1において「手数料を無料とすることも妨げられない」とした上で、Q5-7-2において、「コピー代や記録媒体の費用の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能」とする旨の解釈が技術的助言として示されていることを付言する。

次に、「イ 行政機関等匿名加工情報の提供について」でございます。

答申案としては、2点ございます。

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は政令第31条で定める額を標準として定

める。

行政機関等匿名加工情報の提供制度の開始に伴い、千葉市情報公開条例において行政機関等匿名加工情報等を不開示情報と定めるため、情報公開条例の改正を行う。

以下、説明となります。

まず、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料についてです。

個人情報保護法第119条第3項の規定により、契約を締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として施行条例で定める額の手数料を納めなければならないとしている。

本市における人件費単価については、行政機関における人件費単価とほぼ同額であり、また、提案審査等に係る所要時間についても、行政機関と比較して大きく増減するような特段の事情がないことから、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については政令で定める額と同額とすることが適当である。

次に、「(イ) 情報公開条例の改正について」でございます。

匿名加工情報は個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものでないことから、情報公開条例上の不開示情報である個人情報には該当しない。

よって、現行の制度において行政機関等匿名加工情報を公文書開示請求された場合、不開示とする根拠がない。

しかしながら、個人情報保護法第109条第2項において、行政機関の長等は、法令に基づく場合又は保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するときを除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならないとしている。

また、情報公開条例に基づく公文書開示請求により行政機関等匿名加工情報を開示できることとなると、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を納付することなく行政機関等匿名加工情報を取得することが可能となるおそれや、削除情報について公文書開示請求により開示ができるとなった場合、匿名加工情報を取得した者が削除情報をを利用して個人情報保護法第45条で禁止されている識別行為が可能となってしまうおそれがある。

よって、行政機関等匿名加工情報等を不開示情報と定めるため、情報公開条例の改正を行うことが適当である。

行政機関等匿名加工情報の提供については以上となります。

次に、「(2) 改正後の個人情報保護法において施行条例で定めることができるとされ

ている事項及び施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について」です。

まず、「ア 要配慮個人情報」。

答申案は、「条例要配慮個人情報は規定しない」としています。

以下、説明です。

今回の法改正において、要配慮個人情報の取扱いについては、個人情報ファイル簿（本市の現行の制度においては個人情報取扱事務目録）に要配慮個人情報が含まれているか否かを明記し、公表することに加え、漏えい等に関する個人情報保護委員会への報告義務が課された。

個人情報保護法第60条第5項において、地方公共団体の機関は、要配慮個人情報以外の個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについては「条例要配慮個人情報」として施行条例で定めることができるとしている。

この点、本市においては、法の定める要配慮個人情報に加えて、独自の要配慮個人情報を定めると認めるべき特段の事情は認められないことから、条例要配慮個人情報は規定しないことが適当である。

なお、条例要配慮個人情報とする対象とすべきものがあるかについて、今後も社会情勢を踏まえつつ検討していくことが必要である。

次に、「イ 利用目的等の公表」についてです。

答申案は、部会における意見を踏まえ、「改正後の個人情報保護法において、保有個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表は義務付けられていないが、保有個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務目録を引き続き作成・公表する。個人情報取扱事務目録の作成・公表については、今後の改正法の施行状況と事務負担を考慮したうえで、将来的な見直しも含め、引き続き検討することが望ましい。」としています。

以下、説明ですが、個人情報ファイル簿とは、個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用実態をより的確に認識することができるようすることを目的とするものである。

本人の数が政令第20条第2項で定める数（1,000人）以上の個人情報ファイルは、個人情報保護法第75条第1項により個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられている。

一方、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成・公表することや、施行条例で定めるところにより個人情報を取扱う事務单位で作成された帳簿等を作成し、公表することも可能と解されている。

本市の現行の制度においては、個人情報取扱事務ごとに個人情報取扱事務目録を作成し、利用目的等を公表している。

保有個人情報の適正な管理や、本人が自己に関する個人情報の利用実態を認識することは、個人情報ファイルの本人の数に関わらず今後も必要であるため、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務目録を引き続き作成・公表することも、保有個人情報の適切な管理のために有効な方法であると認められる。

一方で、個人情報ファイル簿の作成・公表に加えて、法律上義務付けられていない個人情報取扱事務目録の作成・公表を引き続き行うことによる事務所管課の事務負担の増が懸念されるところである。個人情報取扱事務目録の作成・公表については、今後の改正法の施行状況と事務負担を考慮したうえで、将来的な見直しも含め、引き続き検討することが望ましい。

最後の（カ）の部分について、部会でのご意見を踏まえて将来的な見直しについての御提案を含めた内容とさせていただいております。

次に、「ウ 情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整」についてです。

答申案の内容としては、「上記（1）イの行政機関等匿名加工情報等を不開示情報と定める改正を除いて、情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整は行わない。」としています。

以下、説明です。

情報公開条例では開示されることとされている情報が、個人情報保護法第78条第1項各号で不開示として規定されている場合、当該情報を施行条例で規定することにより、不開示情報から除くことが可能である。

また、個人情報保護法第78条第2項の規定により、情報公開条例では開示しないこととされている情報が、法第78条第1項各号において不開示情報として規定されていない

場合も、行政機関の保有する情報の公開に関する法律上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を施行条例で規定することにより、不開示情報に追加することが可能である。

本市の情報公開条例の定める不開示情報の規定に関し、上記2（1）イのとおり行政機関等匿名加工情報に関する不開示情報を追加することは必要である。

その一方で、今回の法改正によっても、実務上これまで開示としていたものが不開示、又はこれまで不開示としていたものが開示となるようなものはないことから、開示・不開示自体の判断に影響は生じないため、それ以外の不開示情報の調整は行わないことが適当である。

次に、「エ 開示請求等の手続」についてです。

答申案は、まず、「決定期限等について」ですが、こちらも、部会での審議の中で、方針の変更がありました。「現行制度では開示請求に係る決定期限は14日以内、延長は46日以内であったところ、法の規定どおり決定期限は30日以内、延長は30日以内とする。（訂正・利用停止請求に係る決定期限は現行条例と改正法に相違なし）」としています。

次に、「開示の手続に係る様式等について」は、「市施行規則により様式等を規定（連絡先の記載、開示の方法等）」とし、「審査請求について」は、「開示請求等に係る審査請求については、千葉市個人情報保護審査会に諮問することとする。」としています。

説明ですが、まず、「（ア）決定期限等について」です。

個人情報保護法第83条第1項では、開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から30日以内に、開示決定等を行わなければならないとしている。

また、個人情報保護法第83条第2項では、開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30日以内に限りその期限を延長することができるとしている。そのため、延長の期間をあわせると、開示決定等を行う期間は60日以内となる。

現行制度では、開示請求に係る決定期限は14日以内、延長は46日以内であるため、延長の期間をあわせると60日以内に、開示決定等を行うこととしている。

このことについて、開示請求に係る決定期限を14日と施行条例に規定した場合、延長の期間は前記bのとおり30日以内であるため、開示決定等を行う期間は延長の期間をあわせると60日以内から44日以内に短縮されることとなる。

開示決定等の検討を行うことができる期間が 16 日間短縮されることで、事務繁忙期や同一部署に複数請求が同時期になされた場合、開示・不開示の判断等に時間を要する場合などにおいて、十分な検討がなされないまま決定され、その結果、開示であるべきはずの情報が不開示となることや、不開示の理由に不備があることなど、却って市民に不利益が生じる可能性があることが懸念される。

よって、開示決定等の期限及び延長の期間は法の規定のとおりそれぞれ 30 日以内とすることで、現行制度の開示決定等の期限と延長の期間を合算した 60 日以内を維持し、実施機関における十分な検討をする時間を確保することが望ましい。

なお、訂正・利用停止請求についてもその決定等の期限は改正法の規定のとおりとする。

「（イ）開示の手続きに係る様式等について」です。

法第 108 条により、開示請求等に係る手続きについて施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている。

開示請求書等の様式については国から標準様式が提示されているが、現行の制度における様式にあるようなメールアドレスの記載欄等がなく、また、本市では徴収しないこととした手数料の欄があることから、本市における運用と様式の内容が一致していない。

開示請求書等の様式については市が独自で規定することが望ましい。

最後に、「（ウ）審査請求について」です。

現行の制度において、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、不訂正請求、利用訂正請求に係る不作為に係る審査請求については、千葉市個人情報保護審査会に諮問している。

改正法施行後についても、令和 3 年改正法の全面施行前の条例で設置している審査会等については、設置条例等の改正により、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として位置づけることで、引き続き当該機関を活用することができる。

よって、改正法施行後も個人情報保護法第 105 条第 3 項の規定により千葉市個人情報保護審査会は設置することとし、審査請求の手続に関する事項については、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないことから、現行条例の審査会に係る規定と同様の規定を定めることが適当である。

次に、「千葉市情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項」についてです。

答申案としては、「改正後の個人情報保護法施行後の千葉市情報公開・個人情報審議会（以下「審議会」という。）への個人情報保護に関する諮問事項は、個人情報の適正な取

扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるものとする。前年度の運用状況報告については、引き続き実施することとする。」としています。

続いて説明です。

改正法第129条においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、施行条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる旨が規定されている。

一方で、個人情報保護法第166条第1項に基づき、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ、同条2項により、個人情報保護委員会は、当該求めに対して必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする旨が定められている。

また、改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるとしている。

そのため、これまで審議会へ諮問していた個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等については、法の解釈を一元的に担う個人情報保護委員会から必要に応じ助言を得た上で各地方公共団体が判断すべきものであり、重ねて審議会の意見を聞く必要性は乏しいものと理解されている。

以上のことから、改正後の個人情報保護法施行後の審議会への個人情報保護に関する諮問事項は、施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合や、改正法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合で、特に必要がある場合等を想定し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるものとする。

なお、現行の制度においても行っている前年度の運用状況報告については、改正法施行後も実施することとし、上記諮問事項以外についても、個人情報保護委員会に報告した漏えい事案等についても報告すること等により、審議会が、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な意見を述べる機会を設けることが適切である。

最後に、「（3）改正後の個人情報保護法の施行に伴う千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の改正について」です。

答申案としては、「千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例で規定する審議会の所掌事務は次のとおりとする。

情報公開に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること。

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるものについて、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること。

特定個人情報保護評価に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。」としています。

以下、説明です。

改正法施行後は上記2（2）オ（オ）のとおり個人情報保護に係る審議会への諮問事項は専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に限定される。

また、諮問事項以外で審議会が市長に意見を述べができるものについては、上記2（2）オ（カ）のとおり個人情報保護委員会に報告した漏えい事案等についての報告が想定される。

このことから、審議会の所掌事務が変更となるため、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例については改正することが適當である。

以上、部会でのご意見を踏まえた答申案について、長くなってしましましたが、読み上げさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

（下井副会長） ありがとうございました。

それでは、答申案についてご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

（本澤会長） そうしましたら、何かご意見、ご質問等ございましたらお願ひします。

（下井副会長） 先ほどの報告については、もし補足がありましたらお願ひします。

（井原委員） 部会の意見としては、法律を法律どおり解釈していくと、89条2項というところで、実費の範囲内で手数料を条例で定めるという形の規定の仕方をしていますので、そうすると、そこをゼロとしたということは、実費を徴収しないということの意思表示になるのではないかと。それにもかかわらず、写しの費用を別途徴収するということは、徴収しないと言っておいて実費を後で徴収するという形になってしまい、108条に地方

公共団体が、保有個人情報の開示の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない旨が規定されていますので、それに反してしまうのではないかと。あとは、コピー代を徴収するのであれば、コピー代は実費の範囲ですから、それ自体を条例に定めなければならぬのではないかということを考えて、現状の千葉市の運用はおかしいということは全く考えていませんが、新しい個人情報保護法を解釈していくと、手数料を無料とするか、国のように定めるかのどちらかの手段を取るという解釈になるのではないかと考えた次第です。その上で、今までの経緯からすると、無料がよいのではないかという考え方をお示しさせていただいたという経過になります。

(本澤会長) 手数料は徴収しないとすることが市民サービスとしてはよいのかもしれませんけれども、実際、コピーすればコピー代は発生するわけで、その辺りの負担をどうしていただかうかということや、法律の規定、言葉との整合性ということで、いろいろと考えなければいけないところと思われる次第です。

開示請求の決定期限についても、法律として最大60日となっており、それが短ければ短いほど市民のためによいのかというと、一見そのようにも思えるのですけれども、逆にそれによって不利益が起り得るということも考えないといけないところで、そうすると、法律が決めた尺度に沿っていくというのも考え方としてあるのかなと思った次第です。

(小林委員) 開示請求の手数料を無料とするということですが、条例でそのように定めて、実務上は、以後は今まで徴収していたコピー代については徴収しないという考え方でよろしいですか。

(下井副会長) 実務上といいますか、そこも含めて条例で無料ということです。

(小林委員) ということですね。

(下井副会長) はい。

(小林委員) 個別の交渉をすることもあるというお話が先ほど出ましたが、その個別の交渉をするものについてはどのようなものが想定されて、そのときの基準はどうなっているのでしょうか。条例では無料としか書かれていないので、仮に、大量の情報をCDに焼いて送ってくれと請求され、無料と書いてあるではないかという話をされた場合に、担当の方が、いや、これはそこまでは予定していないでできませんという話になったときに、その根拠を聞かれると非常に困るのではないかということが心配です。

これとは別の話ですけれども、今の千葉市の条例についても、写しの作成と書いてあります、写しの作成に電磁的記録が含まれるのでしょうか。

(下井副会長) 含まれると思います。

(小林委員) 含まれますか。改正法87条の実施のところの規定を見ると、閲覧であるとか、交付だとかですね、それとは別に電磁的記録ということも書いてありますので。

(下井副会長) 電磁的記録も閲覧又は交付の対象になります。

(渡邊市政情報室長) 電磁的記録媒体の交付は、当然、「写しの交付」の中に含まれていると思っているのですけれども、別の規定として設けられているというのは、電子による開示のこととして、今の千葉市ではご用意していないものです。

(小林委員) 分かりました。いずれにしても、条例で無料とするということで、個別交渉のところが少し分かりづらくて、心配かなというところがありました。

以上です。

(下井副会長) おっしゃるとおりで、ですから我々も、先ほどの個人情報保護委員会のQ&Aについて、あくまでも情報提供という形でしかお示ししておりません。つまり、個人情報保護委員会が説明していることの根拠が、法律上ははっきりしないわけなのですよ。ですので、我々としてもここは、はっきりとしたことが言えませんし、仮にこれで何かはっきりしたことを言って、まさに委員がおっしゃったように、何か現場でトラブルが起きたときに、誰がどう責任を取るのかといったときに、個人情報保護委員会が責任を取ってくれるかというと、取ってくれないと思います。技術的助言でしかないと言っているわけです。

我々としても、そうである以上は、こういう形でしかお示しできないというのが正直なところです。

(須藤委員) 手数料を無料とするという意見のところで、部会での議論も傍聴させていただいていたので尊重はするのですけれども、やはり89条2項ですか、これを普通に法的な解釈をすると、やはり実費はここに含まれているのではないかと思いますので、このQ&Aの解釈は非常に無理があるのではないかかなと思います。基本的には、国と同様に300円にしたほうが分かりやすいのかなというのが個人的な意見ではございます。

以上です。

(下井副会長) 私からよろしいですか。委員は傍聴されていたので、ここで詳しく説明する必要はないとは思うのですが、そのような意見も出ました。実際、手数料300円を

頂いてコピー代を取らないとするのと、これまでの千葉市のように、手数料は取らないけれどもコピー代を頂くのと、どちらが開示請求された方にとって負担が多いかと、これはもう一概には全く言えません。例えば、コピーが1枚で済むような場合、そもそも開示請求の対象となった情報がない場合であれば、これは300円の開示請求手数料を頂く方が高額になります。他方、ファイル何冊分みたいなことも当然ありますので、その場合はコピー代を頂く方がずっと負担になります。

どちらが開示請求者にとって負担になるか、あるいは、優しい制度かというのは、これは全く一概には言えないのです。一番、分かりやすいのは、この答申案のようにどちらも頂かない。ただ、それは市の負担になるので、それは結局、市民全体の負担ということにもなるわけですから、どれを取っても一長一短であることは、もう間違ひありません。

その辺り、いろいろな考え方やこれまでの千葉市のやり方を踏まえて、我々としてはこうしてはどうだろうかという案をお示ししております。今の委員のご指摘については、私の考えとしては、そのようにご回答したい。部会での議論の様子もある程度これでお伝えするという趣旨も含めて、そのような回答にさせていただきました。

(須藤委員) 結論的には、部会の意見を尊重します。

(下井副会長) 個人情報保護委員会のQ&Aについては、特に何の根拠もなくて、仮に別途コピー代を徴収するという話になったときに、その徴収する根拠は何なのかと言ったら、法律上、説明ができないと思います。個人情報保護委員会のQ&Aではこうなっていますと言って、個人情報保護委員会が責任を取ってくれるかというと、取ってくれないわけですよ。仮に我々がこの個人情報保護委員会がこのように言っているからといって、それではこれに従いましょうといって答申を出したとしたら、我々の責任になるわけですよね。結局、法律家3人でいろいろと考えた結果、これはなかなか説明できないということになりました。しかし、ホームページなどで、権威のある個人情報保護委員会の見解として公表されている以上、それをご紹介することは当然した方がよいだろうということです。

以上です。

(本澤会長) この手数料の話とそれ以外でも、ほかに何かございましたら、ぜひいただければと思います。

(中村委員) 一つよろしいですか。今の話と全然違う話なのですけれども、最後の審議会設置の件について、参考までに教えていただければと思います。各地方自治体の方のこれまであった審議会は、仕事量が相当減りますよということだと思いますが、これは基本

的には置かなくともよいのでしょうか。

(下井副会長) はい。設置義務はないです。

(中村委員) 他の自治体は関係ないかもしないですが、他の自治体でも置かれるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 政令市では、審議会を廃止するという議論になっているということはないようです。それ以外の市については、把握はしていないのですけれども、例があるのかどうかは分かりません。政令市であれば、審議事項について検討されている市はもちろんあると思いますけれども、審議会自体の廃止ということまで踏み込んだ検討をされている市というのは、お話としては伺っておりません。

(中村委員) 名前も審議会になるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) それは、審議会であったり、審査会であったり、各市によって違っています。

(中村委員) ありがとうございます。

何か審議する内容がほとんどなくなって、審議会というのも何なのかなという感じもあります。

(下井副会長) この審議会では、情報公開関係についても対象となっています。

(中村委員) 個人情報だけではないということですね。

(下井副会長) はい。

(中村委員) 分かりました。

(本澤会長) ほかに何かございますか。

(栗原委員) 1つよいですか。元に戻りますが、先ほどの手数料の件なのですけれども、全く無料になるという方法については閲覧しかないのでしょうか。

(下井副会長) いえ、違います。コピーライドも全部、市の負担です。

(栗原委員) 全部負担になるということでよろしいのですよね。

(下井副会長) そうです。

(栗原委員) 分かりました。ありがとうございました。

(石河委員) ちなみに、昨年ベースでよいのですけれども、1年間で開示にかかった費用は幾らぐらいなのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 昨年ベースでいいますと、請求の件数としては、個人情報の開示請求は98件で、コピーライドとしては1万8,000円です。

(石河委員) ただ、市としては、その金額を予算化しなければいけないわけですよね。

(渡邊市政情報室長) コピーライタとして別に歳入の予算は組んでおります。

(石河委員) 減らすということですね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井副会長) それは昨年度実績ですか。

(渡邊市政情報室長) 昨年度の実績です。

(下井副会長) それは、かなり少ない方ではないですか。

(渡邊市政情報室長) 例年、2万円前後です。

(下井副会長) そうですか。審査会で上がっているものを見ると、その程度ではないのではないかという案件もありますが。

(渡邊市政情報室長) そうですね。

(下井副会長) それは、市長部局だけではなくて、全て含めてですか。

(渡邊市政情報室長) 全体です。

(北島主査) 件数で申しましても、令和2年度が70件、令和元年度が86件でございます。

(下井副会長) それほど多額ではないということですね。

(本澤会長) そうですね。

(下井副会長) 部会でも、そこは確認して、市民の負担としてもそこまでではないだろうということは、判断の考慮要素にはありました。

ただ、それは読めないところがあるので、先ほどは申し上げませんでしたし、答申案には入れてはおりません。

(本澤会長) 他にはよろしいでしょうか。

(なし)

(本澤会長) そうしますと、答申案の確定ということなのですけれども、先ほど読み上げのありました答申案の内容で、特段の変更、修正をせず、答申をするということでおろしいでしょうか。

(下井副会長) 1か所だけ脱字があったと思います。

(渡邊市政情報室長) 文言の修正が、第何条の「第」が抜けていたなどの誤字脱字が少しありますので、それをもう一度確認させていただきまして、皆様にご送付させていただいて、本澤会長にご確認していただくということで、いかがでしょうか。

今確認できているのが、2ページ目の（エ）の「法89条第3項」の「第」が抜けておりました。

（下井副会長） 7ページの「利用訂正請求」ですとか。

（渡邊市政情報室長） そうですね。「訂正請求・利用停止請求」になると思います。

あと、8ページの（イ）のところの「同条2項」というところも第2項の「第」が抜けしておりました。

（下井副会長） その程度であれば、会長一任でよろしいかと思いますが。

（本澤会長） ちょっと1個確認したいことがありますて、3ページの真ん中の（ア）bのところで、「本市における人件費単価については、行政機関における人件費単価とほぼ同額」とありますが、これは国の行政機関という意味でしょうか。

（渡邊市政情報室長） はい。

（本澤会長） それでは、この部分は「国の行政機関における人件費単価」ということですね。

（渡邊市政情報室長） はい。

（本澤会長） その下の行についても、「行政機関と比較して」とあるのは、国の行政機関という意味でしょうか。

（渡邊市政情報室長） そうです。補足させていただきます。

（本澤会長） そうですね。

細かい字句修正は、私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長） では、そのような形で答申案を作成していくこととしたいと思います。ありがとうございました。

次に、安全管理措置について、事務局からご説明をお願いします。

（渡邊市政情報室長） それでは、安全管理措置について、ご説明させていただきます。

法律改正後の本市の安全管理措置として必要なものについては、資料2-3をお願いいたします。

本市の安全管理措置に必要な措置等については、条例で定めるような内容ではないことに加えまして、国から示された指針に、個人情報の取扱いのほか、情報セキュリティに係る内容についても広く示されていることなどから、部会の委員さんだけではなく、審議会全体にご説明をさせていただいて、ご意見をいただいた方がよいのでは、ということでご

ざいましたので、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

資料2－3の「2 改正法施行後」のところをお願いいたします。

改正法におきましては、改正後の個人情報保護法第66条第1項におきまして、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。」とされまして、同条2項において、委託業務や指定管理業務についても同様な規定が設けられているところです。

この「必要かつ適切な措置」の内容の例として、技術的助言として示されているのが、別冊で灰色のファイルとして机上に配付しております「個人情報の保護に関する法律についての行政機関向けの事務対応ガイド」の4－8として、ガイドの139ページ以降に記載がございます指針です。別添として、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」というものが示されてございます。この国から示された指針の中では、保有個人情報の取扱いに関する事項をはじめ、情報システムにおける安全確保や、サイバーセキュリティの確保といった内容まで幅広く定められているところです。

これに対応するものとして、本市の現行制度においては、「1 現状」に記載してございますとおり、「情報セキュリティポリシー」や「千葉市個人情報保護事務の手引き」、「千葉市個人情報保護事務取扱要綱」、「個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準」など、個人情報の保護に関する措置について、必要な事項を定めて運用してまいりました。

それぞれの個別の規定については、ご参考までに机上に置かせていただいておりますけれども、今回は本市における見直しの考え方についてのご説明とさせていただきたいと思います。

個人情報保護委員会からは、安全管理措置をどのように定めるかについては、各自治体での判断となる、と伺っておりますので、本市としては、事務負担等も考慮し、現在定めているそれぞれの規定などを適宜、改正することによって、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

見直しの具体的な内容としては、例えば、教育研修に関する規定や監査及び点検の実施に関する規定、法に基づく目的外提供を行った場合の措置要求、提供先に求める措置に関する規定、新たに個人情報保護委員会を行うこととなった漏えいの報告に関するルールなどについて、見直しが必要となることが見込まれております。

法改正に伴いまして対応が必要となる部分をはじめ、国の指針を踏まえて、個人情報保護の関係は、事務局を中心に見直しをさせていただいている、また、情報セキュリテ

イ関係については、セキュリティポリシーを所管する部署とも情報共有・協議を行いまして、改正法の施行に間に合うように、今年度中に見直しを進めていきたいと思っております。

見直した内容については、後日、委員の皆様に送付させていただきたいと思っております。

その見直しを行うに当たりまして、本市が設ける安全管理措置について、ご意見などをいただけましたら参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、本日でなくとも、後日、お気づきのことがありましたら、事務局にお知らせください。参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次年度以降につきましては、毎年度、個人情報の漏えい案件の報告などは審議会で行いまして、その折に、本市の安全管理措置についての必要な見直しについてご意見をいただく機会を今後も設けてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

安全管理措置についてのご報告は以上となります。よろしくお願ひします。

(本澤会長) ありがとうございます。

ただいま、事務局からご説明がありましたが、これについて意見交換を行いたいと思います。なお、意見交換については、千葉市情報公開条例第7条第6号に該当する情報を取り扱うことから、会議を非公開といたします。

傍聴人の方は、ご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(本澤会長) それでは、ご説明がありました安全管理措置についても、国の指針等に合わせて、今の千葉市の規程等を合わせて、必要なものを生かしつつ、必要な部分を合わせていくという考え方でございましたが、何かご意見等はございますか。

セキュリティポリシーなどの情報セキュリティ関係を扱っている部署は、千葉市に専門の部署があるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) セキュリティポリシーについて所管している部署は、情報経営部になります。セキュリティ委員会という内部組織がありまして、そこでポリシー改正などについて、審議・検討している状況でございます。

セキュリティポリシーの改正に当たっては、総務省からいろいろと基準が示されておりまして、それに沿った形で基本的には検討・修正、見直しを進めていくこととなっておりますので、個人情報保護法の改正の基準の見直しと併せて、そちらとも整合を取った形で、

セキュリティポリシーを修正するのか、その他の規定を修正するのかというところはまた別の検討になるかなと思いますけれども、何らかの規定で対応していきたいと考えております。

(本澤会長) その部署には、技術的な専門家、知見を持った人がいらっしゃるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) S E職がおります。

(本澤会長) 分かりました。

何か皆様からご意見等はございますか。

(中村委員) 情報セキュリティポリシーの方が、個人情報漏えいだけではなく、いろいろなものを全部含んでいると思います。これを読ませていただくと、千葉市もきっと制定されているので、それはよいのだろうと思います。

今のお話の中で1点、気になったのは、セキュリティポリシーの第30条にインシデントの対応というところがあるのですけれども、私よりも下井先生の方がよくご存知かと思いますが、大学などでは、どうしてもこのインシデントに関わるところが重要視されていて、特別なシーサートですとか、そのような組織を設置していると思います。

(下井副会長) はい。

(中村委員) 情報漏えいについて報告するフローについて、一般的な情報セキュリティのインシデントは決められているのだと思いますが、個人情報の漏えいに関する個人情報保護委員会への報告について報告するフローは、これから検討していかなければいけないのではないかと思います。

(渡邊市政情報室長) 千葉市では、内部でフローを定めています。今回、法改正で委員会に報告する案件については、まず第1報を3日以内に、完了報告を30日以内に行うということが定められておりますので、それに対応するような形で、フローの見直しを今後、行っていきたいと考えております。

(下井副会長) そのフローは市長部局のみですか、全機関共通のものでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 基本的には共通です。

(下井副会長) その報告先も共通ですか。

(渡邊市政情報室長) もちろん、例えば教育委員会でしたら、共通のフローとは別に、当然、教育長に報告するというような個別の対応はあると思いますけれども。

(下井副会長) 個人情報保護委員会への報告も、教育長からするわけですか。

(渡邊市政情報室長) 各行政機関の長からとなっているのですけれども、委任をすることができるということになっております。

(下井副会長) そうですか。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井副会長) 他の執行機関に委任できるのですか。

(渡邊市政情報室長) はい。地方自治法上の委任という形で、内部の対応をするということも含めて、今後、検討していくことになります。

(下井副会長) 分かりました。

(本澤会長) 他に何かご意見、ご質問はありますか。

(中村委員) 個人情報保護法の改正に伴い、これから、いろいろと擦り合わせをされていくということですよね。

(渡邊市政情報室長) 今年度の見直しをさせていただいたものをお送りさせていただきまして、毎年度、漏えい等の報告をする際に、ここを直した方がよいのではないかというようなご意見をいただければ、適宜、対応させていただきたいと思っております。

(中村委員) セキュリティポリシーの方は、個人情報以外の情報も含んでいるので、当然、財務情報なども含まれ、そちらの方がどうしても大きいですよね。

ですから、例えば、研修と言われても、個人情報の研修だけではないのですよね。ですので、その辺の擦り合わせがこれから大変なのではないですかね。

生体認証を取り入れていたり、インターネットの世界と府内 LANをきっちりと分けていたり、技術的には、千葉市は、頑張っている方だと思いますよね。

(本澤会長) よろしいでしょうか。

(なし)

(本澤会長) そうしましたら、安全管理措置については、本日いただいたご意見を踏まえつつ見直しを行って、後日事務局から各委員宛に見直し後の案を送付いていただくということでおろしいでしょうか。

(渡邊市政情報室長) はい。メールにて、お送りさせていただきます。

(本澤会長) 分かりました。お願いいいたします。

それでは、ここからの会議は、また公開といたします。

(傍聴人入室)

◆その他

(本澤会長) そうしましたら、「その他」として、事務局から何かございますか。

(北島主査) 本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録の案を作成しまして、委員の皆様へお送りいたします。そして、ご意見を頂戴いたしまして、いただいたご意見を基に修正案を作成いたしますので、その確定については、会長に一任していただく形でお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(北島主査) 以上でございます。

(本澤会長) それでは、議事録の確定については、そのような形でお願いいたします。

以上をもちまして、第31回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

(久我総務部長) 本日は、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。